

公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）

1 実務補習・業務補助等関係

(1) 実務補習関係

実務補習規則（平成 17 年内閣府令第 106 号）第 8 条第 1 項に規定する実務補習修了報告書の提出があったときは、実務補習規程の内容を具備しているかどうかを確認すること。（①実務補習の取得単位が実務補習規程に定める単位数に達しているか。②同令第 3 条第 1 項第 4 号に規定する修了考査に合格しているか。）

(2) 業務補助等関係

イ 期間の確認

業務補助等の期間が、業務補助等に関する規則（昭和 25 年公認会計士管理委員会規則第 7 号）第 3 条に定める期間を満たしているか確認すること。

ロ 資本金 5 億円以上である法人が、実務従事の対象となる事務を当該法人の属する企業グループ内の他の法人に委託している場合で、当該他の法人に属する申請者が、実質的に当該法人に係る実務従事の対象となる事務に従事していると認められる場合には、当該他の法人の資本金が 5 億円未満であっても、公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号）第 2 条第 3 号の条件を満たしているものと扱って差し支えないものとする。

ハ 申請書等の添付書類である各種の証明書については、真に止むを得ない事情により、当該証明書の交付を受けることができない場合には、証明の対象となる事項を証するに足る書類を添付するものとする。

2 監査法人等関係

(1) 氏を改めた者の記載方法

公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 20 条第 1 項の届出書若しくは同令第 21 条第 1 項の届出書又は同令第 60 条の申請書若しくは同令第 65 条第 1 項の変更登録申請書又は同令第 83 条の申請書若しくは同令第 88 条第 1 項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下(1)において同じ。）を記載できる者は、公認会計士名簿（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 17 条に規定する公認会計士名簿をいう。）又は特定社員名簿（法第 34 条の 10 の 8 に規定する特定社員名簿をいう。）に旧氏を記載するための申請を行っている者とする。

(2) 競業禁止関係

監査法人の設立の際において、社員が監査法人の設立前に個人として締結した契約に基づく監査証明業務（実施中の事業年度に係るものに限る。）を引き続き経過的に実施することは、監査証明業務における継続性の観点から、法第 34 条の 14（社員

の競業の禁止)の規定に該当しないものとする。

監査法人に社員が新たに加入する際において、当該社員が監査法人の加入前に個人として締結した契約に基づく監査証明業務についても同様の取扱いとする。

(3) 届出書等の送付

監査法人から公認会計士法施行規則第 42 条第 1 項に規定する書類及び添付書類(以下「届出書等」という。)の提出があったときは、財務局長(当該監査法人の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。以下同じ。)は、書類の不備がないかどうかを確認した上で、直ちにその写しを金融庁長官に送付するとともに、その正本を自ら保管するものとする。この場合において、当該監査法人が 2 以上の財務局若しくは福岡財務支局(以下(3)において「財務局等」という。)の管轄区域内に事務所を設けようとするとき若しくは設けているとき、又は定款変更が主たる事務所を管轄する財務局等の管轄区域外の事務所の新設、移転若しくは廃止に係るものであるときは、当該届出書等の他の写しを関係する財務局長に送付するものとする。

なお、届出書等を受理する際には、届出書等の正本及び写しに接受印を押印する等の方法により、接受した日付を明らかにするものとする。

(4) 業務報告書の追完

監査法人は、公認会計士法施行規則別紙様式第 2 号記載上の注意一. 1. 本文の規定により業務報告書(法第 34 条の 16 第 2 項に規定する業務報告書をいう。以下(4)及び(5)において同じ。)に記載することとされている説明書類(法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する説明書類をいう。以下(4)及び(5)において同じ。)に記載すべき事項(以下(4)及び(5)において「説明書類記載事項」という。)を記載し、又は同様式記載上の注意一. 1. ただし書の規定により添付することとされている説明書類を添付して、法第 34 条の 16 第 2 項に規定する期間内(以下(4)において「提出期間内」という。)に業務報告書を提出することができない場合には、説明書類記載事項を記載せず、又は説明書類を添付しないで業務報告書を提出することができる。この場合において、同令第 17 条第 1 項の規定による縦覧を開始する日までに、説明書類記載事項を記載した業務報告書又は説明書類を提出しなければならない。

(5) 計算書類等の送付

法第 34 条の 16 第 2 項の規定により計算書類(同項に規定する計算書類をいう。)及び業務報告書(以下(5)において「計算書類等」という。)の提出があったとき((4)前段の場合にあっては、説明書類記載事項を記載した業務報告書又は説明書類の提出があったとき。)は、書類の不備がないかどうかを確認した上で、その月に提出があったものを取りまとめて、原則として翌月 20 日までにその写しを金融庁長官に送付するものとする。

なお、計算書類等を受理する際には、当該計算書類等の正本及び写しに接受印を

押印する等の方法により、接受した日付を明らかにするものとする。

(6) 有限責任監査法人登録簿等

イ 法第 34 条の 26 第 1 項の有限責任監査法人登録簿は、公認会計士法施行規則別紙様式第 3 号による登録申請書の第 2 面から第 4 面までにより作成するものとする。

ロ 法第 34 条の 34 の 3 の上場会社等監査人名簿は、公認会計士法施行規則別紙様式第 19 号の第 2 面又は同令別紙様式第 20 号の第 2 面から第 4 面までにより作成するものとする。

3 標準処理期間

「実務補習規則」に標準処理期間として、申請等が財務局等に到達してから 1 月以内に当該申請に対する処分をするよう努めることとされていることから、申請書類等の提出があったときは、その早期処理等に努めること。

4 書面・対面による手続についての留意点

監査法人・公認会計士等による当局への申請・届出等及び当局から監査法人・公認会計士等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

このため、監査法人・公認会計士等による当局への申請・届出等については、金融庁電子申請・届出システムを利用して行うよう求めることとする。